

第1次

坂井市情報化計画

平成20年3月

坂 井 市

はじめに

第1次坂井市情報化計画 策定にあたり

近年のインターネットを基盤としたICT（情報通信技術）の進展はめざましく、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを始めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、生活をより豊かにできる「ユビキタス社会」の実現が間近になりつつあります。こうした高度情報化の流れは、人々のライフスタイルや企業活動の形態など社会経済のありとあらゆる側面に大きな影響を及ぼしつつあります。



国や県においても、さまざまな施策に基づき、情報化の推進が活発に進められている中、本市においてもこうした情報化に対応するための取り組みの方向性を示すべく、このたび「第1次坂井市情報化計画」を策定いたしました。

この計画は、これから本市が地域全体の情報化を推進するための指針となるものであり、情報化をまちづくりの手段として位置づけ、市民、NPO、企業、行政組織などを情報ネットワークで結びつけることにより、本市が持つ豊かな地域資源や機能を活かし、坂井市総合計画の将来像である「輝く未来へ・・・ みんなで創る希望の都市」の実現に向け、市民と協働で取り組んでいくための環境づくりを支えることとしております。

結びに、本計画策定のために、熱心に審議、検討をいただきました情報化計画策定審議会の委員の皆様を始め、パブリックコメントで貴重なご意見をいただきました市民の皆様から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも市の情報化施策に対する市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

坂井市長 木 恵 男

坂井市情報化計画 目 次

第1章 第1次坂井市情報化計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 坂井市の情報化の現状と課題	2
3 計画の基本理念	4
4 計画の基本目標	4
5 計画の期間	7
第2章 情報化施策の展開	
1 施策体系	8
2 具体施策	10
3 重点施策	23
4 役割分担	26
第3章 計画の推進に向けて	
1 推進体制	29
2 留意事項	30
用語解説	33
(計画書内の難解な語句に ※ を付け用語解説としてまとめてあります)	
資料編	
資料1 審議会	資1
資料2 答申書	資2
資料3 国における情報化の取り組み	資3
資料4 福井県における情報化の取り組み	資5
資料5 パブリックコメントの結果	資7

第1章

第1次坂井市情報化計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年3月20日に4町の合併により「坂井市」が誕生しました。

合併以前から、各町では情報化計画・情報化方針などを策定し、ICT^{*}を活用した住民サービスの向上や住民参加・交流による地域の活性化と行政運営の効率化・高度化などを目的として、地域の情報化・電子自治体化を積極的に推進してきました。

情報化とは、以前はOA化^{*}といわれたように大量定型処理業務のシステム化にありました。しかし、ICT^{*}により大きく変化してきている行政環境においては、従来の行政内部システムとは異なる新しいものが求められています。これからの情報化は、電子政府・電子市役所^{*}といわれるような地域社会とのネットワークづくりに重点をおいたものとなります。

坂井市では、まちづくりに対する地域住民の声を聴き、これに対応した住民サービスを身近に提供するため、そして、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを進めるために、4つの地域自治区を設けています。今後は、更なる住民自治のまちづくりを進めていくために、住民への積極的な情報提供や、政策立案への住民参画、地域コミュニティの充実が重要となってきています。この様なことから、住民と行政のコミュニケーション基盤とそのシステムの構築を主眼においた情報化の推進が求められています。

現在まで、いろいろな分野における情報化のために情報基盤の整備やネットワークの構築を進めてきました。情報化は、目標を達成するための手法や手段であることを再認識する必要があります。厳しい財政状況の中で、ICT^{*}を活用した行財政改革と同時に業務の見直しを進めながら、何のために情報化を進めるのか、それにより何を行っていくのかなど、これらの目標を明確にし、ICT^{*}を積極的に活用して、住民がいつでも・どこでも・何でも・誰でも必要な情報を得て活用できる「ユビキタスネット社会^{*}」を形成していくために「坂井市情報化計画」を策定します。

ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。

日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。日本が目指しているユビキタスネット社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。そのことを踏まえ、これまで総務省より出されていた「IT政策大綱」が、2004年度より「ICT政策大綱」に名称変更されている。

2 坂井市の情報化の現状と課題

平成 18 年 3 月 20 日、三国町、丸岡町、春江町、坂井町は、合併し、人口規模で福井県下第 2 位の都市として、坂井市が誕生しました。

旧町において、それぞれ構成団体として昭和 45 年に 1 市 12 町村による福井坂井地区広域市町村圏事務組合を設立し、電子計算機器の共同利用を進めてきました。昭和 50 年にホストコンピュータ^{*}を導入して以来、情報処理システムを活用した業務の効率化に取り組んできており、平成 14 年には一括集中管理する方式から、構成団体が自己管理する分散方式によるオープン系システム^{*}へ移行を行い、コスト削減、窓口サービスにおける時間外延長など、独自のサービスを提供できるようになっています。

坂井市としての情報化は、合併におけるシステム統合から始まりました。合併時に、旧 4 町間を結ぶCATV網^{*}によるネットワークを構築し、職員 1 人 1 台のパソコンの配置を行い、ホームページコンテンツ^{*}の充実による積極的な各種行政情報の提供や、インターネット・メールなどのツールを整備し、庁内におけるネットワーク有効活用を図りながら、行政サービスの情報化に着手しました。また、総合支所方式の採用により、事務所が分散されることや、合併による事務効率を最大限に生かすことを考慮し、電子決裁^{*}・文書管理システム^{*}、グループウェアシステム^{*}などのWEB系^{*}のシステムを導入し、庁舎間における事務処理・移動などの軽減を図るなど、より一層の事務の効率化に努めてきました。

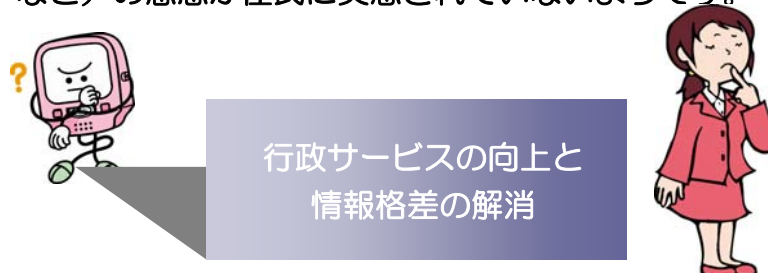
申請・届出などの手続きのオンライン化（電子申請）については、電子申請・施設予約ASP^{*}サービスシステムを県及び県下 17 市町で共同研究し、平成 19 年 3 月より本格稼働しています。しかし、インターネットによる申請・受付・施設予約サービスが十分に利用されていない状況を踏まえると、住民にとっての行政手続きにおける電子化はまだ不十分であると考えられます。インターネットによる情報提供の内容や手段の充実を図り、住民が電子自治体のサービスの恩恵を十分実感できるよう今後とも積極的に取り組んでいかなければなりません。それと同時に厳しい財政状況の中、行財政改革を進める手段としてITを活用して、業務の効率化や組織の見直しを図りながら、適正な価格で高い品質のシステムを導入するための調達改革を併せて進めていかなければなりません。

さらに、便利で安心な住民生活の実現、地域文化の振興、地域の人材の育成、地域コミュニティの活性化など、地域との連携を図りながら、地域全体の情報化の推進についてのさまざまな施策を展開していく必要があります。

（国・県の情報化の取り組みについては、資料編の資 3～資 6 ページを参照ください。）

解決すべき具体的な課題

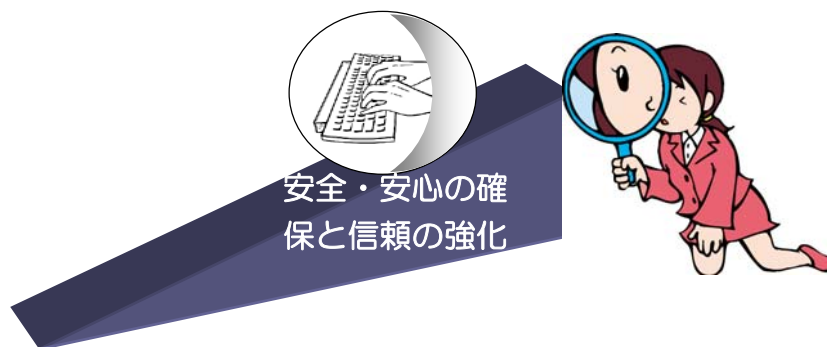
- 住民サービスに直結した情報化（例 電子申請・施設予約や安心安全情報ネットワークシステム※ など）の恩恵が住民に実感されていないようです。



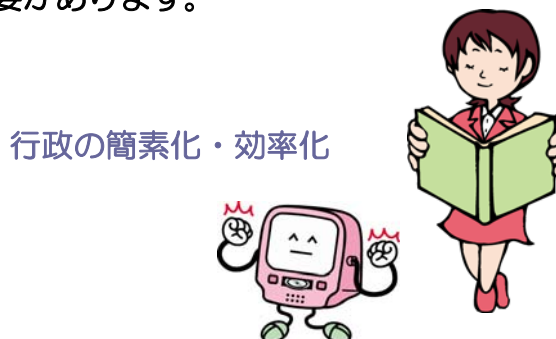
- 地域社会は、コミュニティ再生、安心・安全な地域づくり、地域経済の活性化など、多くの課題を抱えており、ICT※ の有効活用でこれらの解決に役立てる必要があります。



- IT※ 障害や情報漏えいなどへの住民の不安があり、実効性ある対策が求められています。



- 情報システムの開発・運用経費について、その節減を図るため、今後更なる情報システム最適化に取り組む必要があります。



3 計画の基本理念

本計画は、坂井市総合計画の情報通信分野における具体的な計画であるとともに、坂井市の情報化推進やICT^{*}を活用したまちづくりのための根幹となる計画です。行政が単独で取り組む施策だけでなく、行政と住民、NPO^{*} 法人、ボランティア、企業などが相互に連携するとともに、国が掲げているu-Japan政策^{*}の実現を目指していくことによって、地域全体がICT^{*}の利便性を享受し、活性化していくものでなければなりません。そこで本計画の基本理念を「**ひととひと ところところ まちとまち がつながる u-さかい**」とし、《**いっぺんクリックしてみよさ**》を合言葉にICT^{*}推進を図ることとします。

u-さかい とは

「ユビキタス（あらゆる人やモノが結びつく）、「ユニバーサル（高齢者等でも簡単に利用できる）」、「ユーザー中心（利用者の視点が融けこむ）」、「ユニーク（個性ある活力が湧き上がる）」の4つのuを用いて、時間や場所を問わず、誰もが手軽にICTの恩恵を享受することができる坂井市の将来像を表現しています。

4 計画の基本目標

基本理念のもと、本計画は坂井市総合計画で目指している市の将来像である

「**輝く未来へ・・・ みんなで創る希望の都市**」

の実現をICT^{*}を活用することで支援し、まちづくり実現のために定めた8つの大綱を達成するために、必要な情報化施策を住民や事業者などとの連携、協働により、計画的に展開することを基本目標とします。

(1) 住民とともに育むまちづくり

地域住民のニーズに的確に対応したきめ細かな行政サービスを提供するとともに、地域のまちづくりのリーダーとなる人材を養成しながら、地域の個性が感じられる魅力ある坂井市の発展に向けて、住民や団体、NPO^{*}、ボランティアなどと行政との連携による協働のまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

坂井市の一体性を強化する骨格的な道路網を形成するとともに、各地域や拠点間を結ぶきめ細かな道路網の整備・充実を進めます。また、福井空港や工業・流通の拠点

である福井港を活用したまちづくりに取り組んでいきます。

さらに、高度情報化社会においては、情報通信体系の整備は、産業の高度化や生活環境の充実などの面からも重要であり、地域情報化の推進に取り組んでいきます。

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

観光や農林水産業などの異業種間の交流や産官学の連携などによる新技術・新分野の開拓、コミュニティビジネス^{*}などの新たな産業の育成、食のまちづくりなどそれぞれの産業振興策に取り組んでいくとともに、自立・発展できる地域活力の創造に取り組んでいきます。また、定住や雇用を促進するために、企業誘致による地元雇用の創出などに努めていきます。

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

豊かな自然環境や周辺環境と調和した住宅地の形成に努めるとともに、身近な生活道路の充実や公園・緑地の確保、上下水道の整備など、快適な居住環境の形成に向けて積極的に取り組んでいきます。

また、過度に自動車に依存することなく、日常的な生活や移動・交流が行えるよう、市街地を中心に歩いて暮らせるまちの形成を図るとともに、鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの充実・利便性の向上に努めます。さらに、安全で安心して暮らせるよう、防災・防犯体制の強化や、雪に強いまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

住民一人ひとりが環境問題に対する強い認識をもち、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、持続可能な循環型社会の構築と環境に負荷を与えないライフスタイルへの転換に取り組んでいきます。

また、美しい海や山、川、田園などの自然景観の保全や、地域固有の歴史や文化に育まれた街並みの保存、さらに、誇りをもって暮らすことのできる美しいまちの創造に向けて、住民とともに取り組んでいきます。

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

保健・医療・福祉の連携を強化し、心身両面の健康づくり、高齢者や障がい者に対する介護予防や生きがいづくり、救急・地域医療体制の充実、福祉サービスの充実などに努めます。そして、多様化・高度化する住民ニーズを念頭に置き、地域と行政が協働で誰もが自分らしく暮らし、ともに支え合いながら積極的に社会に参画することのできる環境づくりに取り組んでいきます。

また、若い世代が結婚や子育てに夢を持ち、安心して産み・育てられる環境づくりへの支援体制や育児環境の充実など、総合的な少子化対策に取り組みます。

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

人づくりはよりよい社会を築き、それを未来に引き継ぐための社会全体の課題であり、地域社会全体で教育を担うことの重要性を改めて認識し、感情豊かな人格の形成、国際化や情報化社会に対応できる個性豊かな人材の育成など、子どもたちが夢と希望を持ち、光り輝くことのできる教育環境の整備に取り組んでいきます。

また、住民一人ひとりが郷土に愛着をもち、すべての人が生きがいをもって生活を送ることができるよう、生涯教育や生涯スポーツのまちづくりに取り組むとともに、地域固有の歴史や伝統文化、芸術などに関する知識を広めるとともに、それらを守り育てる心を醸成しながら、次世代に引き継いでいきます。

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

市内観光資源の魅力向上に努めるとともに、滞在型・体験型観光への転換、まちなか観光の推進、農林水産業や商業などとの連携による新たな観光産業の育成、観光ルートの確立や観光情報の発信など、見て・聴いて・触れて・体験できる全市的な観光振興策に取り組むとともに、訪れる人を地域全体でもてなす心の醸成に努めます。

また、都市間交流の広域化や国際化の進展に対応するため、国内外を含めた多様な地域との交流を推進し、国際化社会に対応した世界に通じる人材の育成や、坂井市の魅力を伝える情報発信に取り組みます。

これら8つの目標とは別に、国が推進している「電子自治体」に関する施策については、国などの施策との整合を図り着実な推進を図るため、総合計画の目標とは別に次の柱を設け体系化することにより、住民満足度の高いサービスの提供と効率的な電子市役所[※]を実現します。

(9) 基本目標を支えるための電子市役所の実現

1) ICT[※]を活用した住民サービスの向上

ICT[※]を活用して、住民に身近で、迅速なサービスを供給し、利便性を向上させます。

2) 行政の簡素化・効率化

ICT[※]を活用し、全体最適化の見地から業務の効率化、組織の見直しなどの行政改革を進めます。

3) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の実効性の確保とレベルアップを図ります。特に、情報漏えい事案の予防に積極的に取り組めます。

坂井市情報化計画

基本目標

(1) 住民とともに育むまちづくり

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

(9) 電子市役所の実現

1) ICT※を活用した住民サービスの向上

2) 行政の簡素化・効率化

3) 情報セキュリティ対策の強化

5 計画の期間

第1次坂井市情報化計画は平成20年度から平成24年度の5年間を計画期間とします。なお、社会経済情勢の変化や情報通信技術の進展・普及の状況を考慮しながら、随時見直しを行うこととします。

第2章

情報化施策の展開

1 施策体系

(1) 住民とともに育むまちづくり

1) ICT* による市政情報の公開と住民参加の支援

- ① ホームページの機能拡充
- ② FAQ* サイトの構築

重点施策 1

2) ICT* によるコミュニティの活性化

- ① 地域SNS* の構築

重点施策 2

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

1) まちづくりに関する情報提供

- ① 都市計画情報インターネットサービスの提供

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

1) ICT* による商店街の活性化

- ① 商店街ICT* 化への支援

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1) ICT* を活用した防災・防犯情報の提供

- ① 安心安全情報ネットワーク* の運用拡充
- ② ホームページによるハザードマップ* の公開

重点施策 3

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

1) 環境保全に向けたICT* の活用

- ① ICカード* を利用したエコポイント* の研究

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

1) ICT* による福祉の充実

- ① 保健医療福祉情報ネットワークの構築

2) ICT* による健康づくりの推進

- ① 健康づくりシステムの機能拡充

重点施策 4

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

1) ICT^{*}による生涯教育の充実

- ① ICT^{*}教育の推進
- ② 公開用端末の設置
- ③ 図書館システムの統合

重点施策 5

2) ICT^{*}を活用した文化振興

- ① 文化財デジタルミュージアム^{*}の開設
- ② 文化財保護関係の規制などの公開

3) 学校教育のICT^{*}化

- ① 学校における情報活用環境の充実

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

1) ICT^{*}を活用した観光情報の発信

- ① 観光用ホームページでの情報発信

(9) 基本目標を支えるための電子市役所^{*}の実現

1) ICT^{*}を活用した住民サービスの向上

- ① 電子申請・施設予約システムの拡充
- ② 住民基本台帳カードの多目的利用の研究
- ③ 証明書自動交付機^{*}の設置
- ④ ワンストップサービス^{*}の研究
- ⑤ 歳入手続きの電子化の推進

重点施策 6

2) 行政の簡素化・効率化

- ① 情報システムの最適化
- ② 地理情報システムの拡充
- ③ 電子調達（入札）システムの構築
- ④ 行政評価システムの構築

重点施策 7

3) 情報セキュリティ対策の強化

- ① 情報セキュリティ対策の推進
- ② 個人情報保護の徹底

重点施策 8

2 具体施策

(1) 住民とともに育むまちづくり

1) ICT* による市政情報の公開と住民参加の支援

施策(1)-1)-① ホームページの機能拡充

重点施策 1

【施策目標】

「住民に関心を持ってもらえる」「利用してもらえる」ようなコンテンツ*の充実や、様々な相手とのコミュニケーションにより、住民の活動や生活を支援できるよう、情報の質・量・サービスメニューの充実を図り、坂井市のことならすべての情報が得られるポータルサイト*の整備を目指します。

【現状と課題】

「CMS*」の導入と操作研修の実施により、職員がホームページを作成し、迅速に公開できる環境ができています。その一方で、住民の声が反映される仕組みや外国語専用サイト、音声読上げソフトへの対応がなされていないことや、福祉、暮らしの安全、観光など、今後重要度が増すと思われる分野における映像配信などのサービスが提供されていません。障がい者や高齢者の方が利用しやすいようにウェブアクセシビリティ*に配慮した統一的な基準を作成し、ホームページをより見やすく、分かりやすくすることが求められています。

施策(1)-1)-② FAQ* (Frequently Asked Questions) サイトの構築

【施策目標】

よくある問合せに関する質問や、回答などをまとめたQ&A集をホームページで公開することにより、住民がわからないことを手軽に調べることができる仕組みを整備します。住民からの行政へ寄せられる「よくある質問」その回答などをデータベース化して蓄積し、将来的にはコールセンター*と組み合わせることで業務の効率化と住民の利便性の向上を図ります。

【現状と課題】

住民からの問い合わせや、観光に訪れた方からの質問など、それぞれ対応した情報が組織内の情報として共有されていません。そのため、窓口では住民からの電話やメールなどでの対応に追われています。住民などへの情報提供手段が限られているため、提供手段の拡充と積極的な情報提供が求められています。

2) ICTによるコミュニティの活性化

施策(1)-2)-① 地域SNS* (Social Networking Service) の構築

重点施策 2

【施策目標】

地域に特化した情報交換やコミュニティ活性化、まちづくりへの住民参加の促進を目的として「地域SNS*」(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の構築を検討します。

運営主体については、NPO* 法人や公益法人などによる柔軟で円滑な運営が効果的であると考えられることから、運営を委ねることができるNPO* 法人や公益法人の設立などを支援していきます。

【現状と課題】

コミュニティ活動などに関する情報を交換する場が十分でないことから、安心して利用できるネットワーク上に信頼できる地域SNS* を構築し、住民が気軽に地域における身近な情報を交換したり、まちづくりなどについて意見を述べたりできる仕組みが求められています。

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

1) まちづくりに関する情報提供

施策(2)-1)-① 都市計画情報インターネットサービスの提供

【施策目標】

都市計画の用途地域や建築制限、土地利用の規制などに関する情報を地理情報システムと連携させ、市のホームページで提供することにより、住民・企業に対しての行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

【現状と課題】

都市計画や土地利用に関する情報についての問い合わせは、電話や窓口での対応となっていることから、先進自治体で行われている都市計画に関する情報のインターネットでの提供が求められています。

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

1) ICT* による商店街の活性化

施策(3) - 1) - ① 商店街ICT* 化への支援

【施策目標】

市街地の活性化や魅力づくりを推進するために、ポイントサービス機能を付加したICカード* などの導入や、インターネットなどを活用した商店街に関する情報提供など、ICT* を活用した商店街の取り組みを支援します。

【現状と課題】

インターネットが飛躍的に普及したことにより、全国的に電子商取引が急増しています。坂井市では、旧町単位で商工会によるポイントサービスが提供されていますが、新たな商業圏へ販売促進、消費拡大できる状況に至っていません。市内の商店街・商業施設などの活力や魅力を向上させるためにICT* を活用した取り組みが求められています。

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1) ICT* を活用した防災・防犯情報の提供

施策(4) - 1) - ① 安心安全情報ネットワーク* の運用拡充

重点施策 3

【施策目標】

安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの一環として整備した「坂井市安心安全情報ネットワークシステム*」の運用を拡充し、防犯や災害などに関する緊急情報(安全安心情報)を入手・確認しやすくすることで、より迅速に、かつ的確に情報提供できる環境整備を推進していくとともに、位置情報や写真などの情報を積極的に提供するなどの改善を図り、本システムを利用する住民の利便性の向上に努めていきます。また、本システムの存在と有効性を広く周知することで、利用者の拡大を積極的に推進します。

【現状と課題】

本システムは、国の実証実験により導入され、安全安心情報を電子掲示板や電子地図、電子メールなどを利用して利用者に提供しています。この安全安心情報の提供を有効に行うためには、幅広く、かつ迅速に情報を入手することが必要となりますが、現在は、住民(利用者)などからの入手手段は限られたものとなっています。また、位置情報や写真などの情報を提供できる機能は有するものの、有効な活用が図られて

いない面もあり、今後はこれらに対応した運用体制の構築が求められます。

また、本システムの存在や有効性は十分に周知されていないのが現状で有り、ホームページや広報誌などを利用し引き続き住民に対しPRしていく必要があります。

施策（４） - １） - ② ホームページによるハザードマップ* の公開

【施策目標】

洪水ハザードマップ* を作成することにより、洪水時の堤防の破堤などによる浸水情報や避難方法などに関する情報を住民にわかりやすく提供し、人的被害などの未然防止に努めます。

今後は、洪水ハザードマップ* をもとに、地域の「災害に対する危険度」・「避難場所」などの広報活動を進め、災害時における住民の自主避難、防災意識の高揚につなげていきます。

【現状と課題】

災害はいつ起こるか分からない、災害は身近にあるということを知ってもらうため、ハザードマップ* の配布、ホームページへの掲載などのソフト面の対策を講じる必要があります。

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

1) 環境保全に向けたICT* の活用

施策（５） - １） - ① ICカード* を利用したエコポイント* の検討

【施策目標】

住民の環境保全に対する意識を高めるために、インターネットなどを活用しながら、住民の日常生活に密着した環境問題に関する情報の提供を行います。

また、空き缶、ペットボトルのリサイクル活動を更に進めていくために、ICカード* を利用したエコマネー* の活用を検討します。

【現状と課題】

地球温暖化防止や循環型社会の実現を目的に、住民・企業・行政それぞれの「環境に配慮した活動」のつながりを深めながら、持続可能な循環型社会の構築に向けて、一体的に取り組んでいくことが求められています。

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

1) ICT* による福祉の充実

施策(6)-1)-① 保健医療福祉情報ネットワークの構築

【施策目標】

行政や関係機関における最新の保健・医療・福祉情報を入手したり、これらに関する相談や意見交換ができるなどの、適切なサービスを求めることができるシステムを構築し、住民一人ひとりが地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めます。個人情報処理などは、高いセキュリティの保たれた専用のネットワーク上で扱う環境づくりを進めます。

【現状と課題】

保健・医療・福祉分野の様々な行政サービスについて、パンフレットやホームページなどを通してお知らせしていますが、家庭にしながら、医療や福祉に関する相談など、様々なサービスを安心して受けることができる環境が求められています。

2) ICT* による健康づくりの推進

施策(6)-2)-① 健康づくりシステムの機能拡充

重点施策 4

【施策目標】

「健康まちづくりガイドブック*」の機能拡充を図り、住民自らが正しい知識を取得し、健康管理を実践できるサービス環境の充実を進めます。個々の健康データを活用した健康の維持・増進に関わる情報提供を進めながら、健康診査データの蓄積による適切な助言とともに、住民自らが自分自身の健康について、正しい知識を取得し健康管理を実践できる環境を整備していきます。

【現状と課題】

現代社会においては、人々のライフスタイルが多様化し、生活面の飛躍的な環境変化や、ストレス社会から人々の健康を損なう新たな要因が増加しています。誰もが健康で幸せに暮らせる地域社会づくりを進めるためには、医療や福祉と連携しながら健康づくり推進体制の充実を図るとともに、一人ひとりが自分で健康を管理するという意識を高め、自ら健康づくりに積極的に参加できるよう、行政と住民が一体となって疾病の予防と健康づくりを進めていくことが求められています。

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

1) ICT* による生涯学習の充実

施策(7)-1)-① ICT* 教育の推進
重点施策 5
【施策目標】 初歩的な知識から技術的なことまで、幅広い年代層の住民を対象としたICT* に関する学習講座を開催することにより、ICT* に関する住民の学習ニーズに応えた学習の場の提供を進めます。近年、子供たちが容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきていることから、児童・生徒を指導・教育する立場にある保護者や教員などに対して、インターネットの安心・安全利用に関する啓発に取り組みます。
【現状と課題】 住民を対象としたICT* 教育の充実と、住民の情報リテラシー* の向上、デジタルデバイス* 解消のための支援策が求められています。 また、ICT* がもたらす恩恵は多い反面、ウイルス、迷惑メール、個人情報漏えい、架空請求詐欺などのトラブルを未然に防ぐための教育が必要となっています。

施策(7)-1)-② 公開用端末の設置
【施策目標】 公共施設予約システムの利用促進や、さまざまな講座・イベント・まちづくりなどの情報発信など、利用者の利便性を高めるため、公民館などの公共施設に専用の端末機の設置を進めます。 また、子どもから障がいを持つ人、お年寄りまで、誰でも簡単に操作できるタッチパネル式の端末機の設置などによりデジタルデバイス* の解消を図り、インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスできるユビキタスネット社会* に対応できる環境整備を進めます。
【現状と課題】 住民が集まる公民館や図書館、駅など、人や情報が集まり交流が図られる施設でありながら、インターネット環境を自由に利活用できる環境となっていないことから、誰もが、観光・まちづくり・生涯学習などの情報を受信したり、発信したりできる環境が求められています。

施策（7） - 1） - ③ 図書館システムの統合

【施策目標】

市内4図書館のシステムを統合し、貸出・返却・新書・蔵書照会などの統一したシステムを構築することにより、生涯学習・文化情報発信拠点としてすべての住民が利用しやすい図書館の実現を目指します。

【現状と課題】

市内4図書館は旧町からのシステムのままでそれぞれ運営されており、システム統合がされていないため、図書館毎に別々の利用者カードが交付され、図書の貸し出し手続きが行われています。図書マーク、図書購入方法や蔵書管理などの効率的な管理・運用と利用者の利便性向上を図るためのネットワーク体系について検討を行い、システム構築をする必要があります。

2) ICT※ を活用した文化振興

施策（7） - 2） - ① 文化財デジタルミュージアム※ の開設

【施策目標】

市内の指定文化財や市が所有する文化財などをデジタルで記録・保存（デジタルアーカイブ※）し、インターネット上で公開します。また、文化的景観や伝統的建造物の見学ルートなどを紹介します。

【現状と課題】

坂井市の貴重な伝統や文化などを後世に伝えていけるよう、多種多様な素材をデジタルで記録・保存（デジタルアーカイブ※）し活用していく事業に取り組んでいく必要があります。

施策（7） - 2） - ② 文化財保護関係の規制などの公開

【施策目標】

地理情報と連携させながら、埋蔵文化財包蔵地や天然記念物の所在などを示すことにより、住民や企業の経済活動への規制範囲や、各種届出が必要となる区域などをインターネットで確認できるようにします。

将来的には、発掘届などの照会業務の電子化を可能にします。

【現状と課題】

埋蔵文化財包蔵地や天然記念物の適正な保全・管理を行っていくために、それらの位置情報や、各種法規制・届出事務の周知を広く行っていく必要があります。

3) 学校教育のICT※化

施策(7) - 3) - ① 学校における情報活用環境の充実

【施策目標】

子どもたちの学ぶ意欲の向上を支援するとともに、インターネットを活用しながら情報活用能力の向上を図るために、機器の導入や市内の学校を結ぶネットワークの整備、校内ネットワークの整備を進めます。

さらに、インターネットの利用と利用に際してのセキュリティに関する知識、文書作成・表計算など各種ソフトの活用など、ICT※活用教育の充実に努めます。

また、子どもたちが真に豊かな社会を築く担い手として成長できるよう、情報化社会の特質や社会・人間に対する影響を十分に理解し、情報選択の的確な判断力、柔軟性ある活用力、マナーや責任感を備えた発信力などを育むことのできる情報化教育を推進します。

【現状と課題】

コンピュータやインターネットなどの特性を生かすことにより、児童生徒の学習理解を助けるとともに、児童生徒の興味・関心を高め、幅広い視野に立った豊かな洞察力を醸成する授業を実現することが求められています。坂井市内における小中学校では特別教室としてコンピュートルームの整備は完了しているものの、一部の学校で校内LANや普通教室のコンピュータ等のICT※環境が未整備のため、早期のICT※環境整備が望まれています。

一方、インターネットなどの仮想空間に埋没することによって、自然体験や社会体験が不足し、良好な人間関係を築くことができなくなったり、現実感を失ったりすることなどの影響が懸念されています。また、文字や画像だけのコミュニケーションでは、誤解や人権に関わる問題を生む危険もはらんでいるとの指摘もなされています。

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

1) ICT※を活用した観光情報の発信

施策(8) - 1) - ① 観光用ホームページでの情報発信

【施策目標】

坂井市観光ビジョン戦略事業に基づき、坂井市観光ホームページを作成し、パンフレットの電子化やお勧め観光ルートの紹介、イベント情報など、坂井市の観光情報を集約し容易に取得できるよう、住民や観光客へのサービス向上に努めます。

また、坂井市観光連盟会員の情報提供の場としての活用も考えられ、地域全体で観光客をもてなす意識の醸成につながっていくような内容の整備を行います。

【現状と課題】

情報提供の体制づくりや、情報の更新などのホームページ運営を担っていく坂井市観光連盟の発足と、組織の充実が必要となっています。

(9) 基本目標を支えるための電子市役所[※]の実現

1) ICT[※]を活用した住民サービスの向上

施策(9) - 1) - ① 電子申請・施設予約システムの拡充

重点施策 6

【施策目標】

平成19年3月から県下一斉に稼動した「電子申請・施設予約システム」を利用し、住民が行政窓口へ出向かなくても各種申請・施設予約ができるよう、ニーズに合わせた手続きメニューの拡充を行っていきます。また、住民向けの操作研修を開催することでシステムの広報・周知を行い、利用者の拡大を図っていきます。

【現状と課題】

電子申請・施設予約システムでオンラインによる手続きを利用できる環境基盤を整備したものの、オンライン申請に対する認知度がまだ十分ではありません。利用できる申請手続数や、予約できる施設登録数が多い現状であるため、更に一層の利用可能な手続数などの拡大に努めるとともに、オンライン申請に関する住民への広報・周知を図っていく必要があります。

施策(9) - 1) - ② 住民基本台帳カードの多目的利用の研究

【施策目標】

個人認証機能など高度なセキュリティ機能を有するICカード[※]である住民基本台帳カードを活用し、住民により高度な行政サービスを提供できるよう検討を進め、住民の利便性と行政事務の効率化を図ります。

【現状と課題】

民間では交通機関の料金支払いや、クレジットカードなどにICカード[※]が利用されています。平成15年8月より発行している住民基本台帳カードの利用拡大につながるようなICカード[※]のメリットを生かした独自のサービスを付加し、住民サービスの向上を図っていくことが求められています。

施策(9) - 1) - ③ 証明書自動交付機^{*}の設置

【施策目標】

証明書自動交付機^{*}の設置については、住民の利便性の向上を図るため、費用対効果を見極め、より具体的な設置場所や運用方法、設置の時期、他の自治体との広域的な連携を十分に検討しながら設置に向けた取り組みを行います。

また、証明書自動交付機^{*}の利用促進には住基カードの普及が不可欠なことから、住基カードの多目的利用を検討し、住基カードの発行拡大に努めていきます。

【現状と課題】

証明書自動交付機^{*}の設置は、住民への利便性の高いサービスにつながるものの、現時点では大きな行政経費が必要となります。しかしながら、平成18年度に実施した「総合計画策定に向けたアンケート結果」の住民が求める情報化の推進施策では、「自動交付機による休日などの証明書の発行サービス」が最も多く望まれており、住民の生活スタイルの多様化に伴い、時間外や休日において必要な証明を入手できるなどの時間的・空間的なサービスの拡大が求められています。

施策(9) - 1) - ④ ワンストップサービス^{*}の研究

【施策目標】

出生や転入の申請・届出手続きなどについて、一つの窓口で関連事務処理が行えるワンストップサービス^{*}の導入を検討し、簡素で迅速な住民サービスの提供を図ります。

【現状と課題】

出生や転入届などの場合は、戸籍届や住民異動届だけでなく、国保や年金、児童手当、学校などそれぞれの業務ごとに、複数の担当部署での手続きが必要な状況であり、一つの窓口で一度に関連手続きが完了できる仕組みづくりが求められています。

施策(9) - 1) - ⑤ 歳入手続きの電子化の推進

【施策目標】

収納企業と金融機関とのネットワーク化が進むことで、公金収納の方法において一部の先進自治体ではコンビニ収納^{*}やクレジットカードでの収納が始まっています。納付義務者の利便性向上を図ることのできる「マルチペイメントネットワーク^{*}」や「コンビニ収納^{*}サービス」の導入については、課題となっている割高な手数料について、導入後の費用対効果を十分に考慮しながら進めていきます。

また、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行える「eL T A X^{*} (エルタックス)」について、広域的な連携を視野に入れながら研究を進めます。

【現状と課題】

税や公共料金の納付については、口座振替納付を推進しています。市庁舎や銀行などの窓口まで足を運ぶという不便さを解消し、もっと容易に、様々な税や料金を納め

ていただく方法についての検討を進めてきました。法令の改正により平成 19 年 4 月からクレジットカードによる税と料金の収納が可能となり、滞納予防と収納率アップ、収納業務の効率化などを目指した決済方法の多様化についての検討が必要となっています。

2) 行政の簡素化・効率化

施策(9) - 2) - ① 情報システムの最適化

【施策目標】

個々の業務や情報システムの単位ではなく、情報システム全体で最適化を実現することが重要であり、組織全体を通じたサービス・業務プロセスの改善を併せて行うことで、全体最適化を進めていきます。住民や企業など、サービスを利用する側の視点で既存サービスを見直し、利用者側の利便性を向上させるとともに、見直し後のサービスの在り方に適したものとなるよう、既存の組織・業務・システムの一体的な改革を行い、住民の視点に立った「窓口サービスのワンストップ化」などの実現を目指します。

また、ITガバナンス^{*}を強化することにより、全庁の情報資産の一元管理を可能とする運用管理体制や情報政策課を中心とした庁内横断的な調整ができる推進体制を確立して、ICT^{*}調達に関する全庁的な統一ルールの整備とガイドラインの策定を目指します。

【現状と課題】

厳しい財政状況の中、新たにシステムを構築する場合には、常に住民の目線による「住民サービスの向上」を念頭に、組織の縦割りの弊害を解消したり、既存の業務にとらわれずに業務改革に取り組むことが求められています。費用の面においても、保守・運用が容易で品質の高いシステムを低コストで構築していくことが重要となっており、これまでのように個々の業務を個別に電子化していくことのないよう、組織全体でICT^{*}の活用方策を推進していく必要があります。

施策(9) - 2) - ② 地理情報システムの拡充

重点施策 7

【施策目標】

庁内の各担当課が持つ情報を横断的に活用し、福祉、環境、教育、上下水道といった住民に身近な分野において、多様な住民ニーズに対応した総合的な地図情報の提供を進めます。今後は、提供する情報の充実を図るとともに、将来的には他の自治体や団体との間での広域的な情報共有や住民への情報提供、防災活動や地域のコミュニティ活動への支援など、地理情報システムのさらなる活用を検討します。

【現状と課題】

地図及び台帳の作成・利用を行う各課において、業務ごとにデータを整備し、個別にシステム化が行われ、相互に連携が取れていないため、平成18年度から庁内で地図に対する重複投資の削減、各業務の電子化による業務効率化、部署間の情報共有化について調査研究を進め、平成19年度に統合型GIS^{*}の構築に着手しました。

今後、システムの有効活用を図っていくために、庁内における共用空間データ^{*}の効率的、効果的活用に向けた組織体制の整備と電子化されていない地図情報の電子化が必要となっています。

施策(9)-2)-③ 電子調達(入札)システムの構築

【施策目標】

電子調達(入札)システムは、入札事務の簡易化、透明化が図られ、調達業務自体のスピードアップやコストの削減に大きな効果があります。事業者においては、会社から直接手続きができることで、公示案件の確認や入札に出向く必要がなくなり、時間的・空間的な制約が大きく改善されます。また、多くの事業者が入札に参加でき、競争性の向上にも役立つため、システム構築に向けた具体的な検討を進めます。

【現状と課題】

合併に伴い入札業務における参加業者の増加が進む中、開札や審査などの入札業務が煩雑化している現状にあり、入札事務の効率化は緊急の課題となっています。

施策(9)-2)-④ 行政評価システムの構築

【施策目標】

事務事業の継続、再編・整理、廃止・統合に取り組むにあたっては、PDCAマネジメントサイクル^{*}に基づいた行政評価システムの導入を図り、限られた資源のなかで、住民にわかりやすい効果的・効率的な行政運営を目指します。

行政評価システムの情報化については、行政における事業費、人件費(所要時間)等の経営資源を統合的・一元的に管理することにより、資源配分等の意思決定判断材料の作成、一元化による転記削減等の各事業部署の事務効率化、施策・事業等の評価結果分析の実現、インターネットを通じて住民に評価結果を公開し住民からの意見のフィードバック等を目的として「行政評価システムの情報化」の推進を検討します。

【現状と課題】

地方分権に伴う構造改革が進められ、地方財政を支える地方交付税制度などが大きく変化しています。限られた財源の中で多様化する住民ニーズに応えながら、総合計画を実現するために、各種制度や事務事業についての個々の評価点検だけでなく、予算・組織・人事に関連させる仕組みを作ることが求められています。

3) 情報セキュリティ対策の強化

施策(9) - 3) - ① 情報セキュリティ対策の推進

重点施策 8

【施策目標】

情報セキュリティに係る脅威や脆弱性が日々変化している中で、個人情報保護の強化に有効な技術的な対策を講じながら、情報セキュリティポリシー^{*}の策定・運用・検証・見直しを繰り返し実施することにより、セキュリティ対策の水準の向上に努めます。

【現状と課題】

坂井市では平成18年9月に情報セキュリティポリシー^{*}を策定しています。情報セキュリティに関する状況の変化などを踏まえ、情報セキュリティの内部監査及び評価、職員一人ひとりの自己点検の結果に基づき、情報セキュリティポリシー^{*}の見直しを行っています。新しい脅威を発見し、有効なセキュリティ対策を継続していくにはPDCAマネジメントサイクル^{*}の定着が求められています。

施策(9) - 3) - ② 個人情報保護の徹底

【施策目標】

情報化の進展に伴い、さまざまな住民サービスの提供が可能となり、利便性が大幅に向上しました。しかし、一方では個人情報の取り扱いや管理の不備によって、個人のプライバシーが侵害される危険性も生じています。住民が安心してサービスを受けることができるように、個人情報の取り扱いなどプライバシー保護対策を強化するとともに、プライバシーポリシー^{*}の策定などについて、関係機関と連携しながら進めていきます。

【現状と課題】

自治体が管理する情報の多くが個人のプライバシーに関するものです。情報化の進展により電子化された個人情報を取り扱う機会が増えるため、個人情報の取り扱いについて職員に徹底させる必要があります。十分なセキュリティ対策を強化すると共に、運用面での個人情報の保護を最優先課題として取り組んでいくことが求められています。

3 重点施策

各具体施策については総合的に施策の展開を進めていきますが、基本理念の実現に向けて、より効果的に計画を推進していくため「重点施策」を選定し、集中的な取組により短・中期的に一定の成果を上げることを目指します。

重点施策は、次の視点に沿って8つの施策を選択し積極的に取り組んでいくこととします。

選択の視点

- ① 市の総合計画に盛り込まれ計画期間内に対応する必要がある施策
- ② 市の重要な行政課題を解決するために必要な施策
- ③ 国などの指針により対応しなければならない施策



1. (1) - 1) - ① ホームページの機能拡充 視点 ②

- 住民の視点でホームページを評価・診断し、内容の充実、使いやすさの向上を図ります。
- 携帯電話からのアクセスについて今以上の内容の充実を図ります。
- 高齢者や障がい者といった、ホームページの利用に何らかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティ^{*}を向上させます。
- ホームページ上でのパブリックコメント^{*}の実施や電子アンケートなど、幅広く住民の意見を反映する取り組みを推進します。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用	運用	運用	運用	運用

2. (1) - 2) - ① 地域 SNS^{*} (Social Networking Service) の構築 視点 ①②

- 住民への行政情報の提供の他に、住民の意見の行政への取り込みや住民のコミュニケーションツールとして、子育て支援や高齢者向けなど住民同士の交流機能を持った地域 SNS^{*} の構築に向け検討します。
- 地域 SNS の運営については、NPO^{*} 法人などの住民団体によって運営されている自治体の成功事例が多いことから、NPO^{*} 法人などによる運営を目指します。
- 事業検討については、計画づくりの初期段階から、関心のある企業やNPO^{*} 法人、住民の参画を求め、民間視点に立った事業計画の検討を行います。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
検討	検討	—	—	—

3. (4) - 1) - ① 安心安全情報ネットワーク[※] の運用拡充 視点 ②

- 利用者の拡大と、確実なメール送信（アドレス誤り、ドメイン指定受信などによるメール送信不能の解消）を図るため、登録手続き方法の改善や、利用しやすい操作手順の解説、機能性向上に対応したバージョンアップへの対応、及び広報に努めます。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用	運用	運用	運用	運用

4. (6) - 3) - ① 健康づくりシステムの機能拡充 視点 ①②

- ICT[※] を活用した健康づくり事業や簡易問診など「健康まちづくりガイドブック[※]」の充実を図り、自ら積極的に健康づくりができる体制づくりを目指します。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
検討	拡充	運用	運用	運用

5. (7) - 1) - ① ICT[※] 教育の推進 視点 ②

- 住民が ICT に触れられる機会として初心者向けのパソコン教室を実施し、情報リテラシー[※] の向上を図ります。
- 情報リテラシーの高い団塊の世代やパソコンに興味のある住民が、地域の IT リーダーやパソコンボランティアとして活躍できる仕組みを構築します。また、NPO[※] 法人などと連携しながら、目的に沿った各種研修を実施し、これらに活躍できる人材を育成します。
- 職業訓練や障がい者向け・高齢者向けなど様々な対象者についてのパソコン教室を実施します。
- パソコン教室などが行える、地域の情報化の拠点となる施設の設置を検討します。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
検討	整備	運用	運用	運用

6. (9) - 1) - ① 電子申請・施設予約システムの拡充 視点 ①③

- オンライン利用促進計画を策定し、利用促進に向けた取り組みを着実に進めます。
- 住民ニーズや業務の効率化を図れる手続きを検討し、取り扱いメニューと利用メリットの拡大を図ります。
- 電子申請・施設予約サービスについての広報・普及の強化を図ります。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用	運用	運用	運用	運用

7. (9) - 2) - ② 地理情報システムの拡充 視点 ①③

- 市が保有する空間データについて、関係法令や個人情報保護の観点から問題のないものについて積極的な住民向けの公開を行います。
- 教育・福祉・防災・まちづくりなど、あらゆる行政施策での地理情報システムの活用を進め住民サービスの向上を図ります。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
拡充・運用	拡充・運用	拡充・運用	拡充・運用	拡充・運用

8. (9) - 3) - ① 情報セキュリティ対策の推進 視点 ①②③

- 個人情報保護法の趣旨にのっとり、保有する個人情報の適正な取り扱いを一層徹底します。
- 個人情報を取り扱う管理体制の整備、教育・研修の実施、監査・点検の実施など個人情報に関する体制整備を積極的に進めます。

事業実施スケジュール				
平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用	運用	運用	運用	運用

4 役割分担

本計画の情報化推進施策について、市・住民・企業団体などの役割を明確にすることで施策の着実な推進を目指します。

推進主体の項の企業団体については、民間企業、公益法人、組合、NPO* 法人などを指しています。

(1) 住民とともに育むまちづくり

1) ICT* による市政情報の公開と住民参加の支援

番号	施策名	推進主体
①	ホームページの機能拡充	市
②	FAQ* サイトの構築	市

2) ICT* によるコミュニティの活性化

番号	施策名	推進主体
①	地域SNS* の構築	市・住民・企業団体

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

1) まちづくりに関する情報提供

番号	施策名	推進主体
①	都市計画情報インターネットサービスの提供	市

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

1) ICT* による商店街の活性化

番号	施策名	推進主体
①	商店街ICT* 化への支援	市・企業団体

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

1) ICT* を活用した防災・防犯情報の提供

番号	施策名	推進主体
①	安心安全情報ネットワーク* の運用拡充	市

②	ホームページによるハザードマップ [※] 公開	市
---	----------------------------------	---

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

1) 環境保全に向けたICT[※] の活用

番号	施策名	推進主体
①	ICカード [※] を利用したエコポイントの研究	市・企業団体

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

1) ICT[※] による福祉の充実

番号	施策名	推進主体
①	保健医療福祉情報ネットワークの構築	市

2) ICT[※] による健康づくりの推進

番号	施策名	推進主体
①	健康づくりシステムの機能拡充	市

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

1) ICT[※] による生涯教育の充実

番号	施策名	推進主体
①	ICT [※] 教育の推進	市
②	公開用端末の設置	市
③	図書館システムの統合	市

2) ICT[※] を活用した文化振興

番号	施策名	推進主体
①	文化財デジタルミュージアム [※] の開設	市
②	文化財保護関係の規制などの公開	市

3) 学校教育のICT[※] 化

番号	施策名	推進主体
①	学校における情報活用環境の充実	市

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

1) ICT* を活用した観光情報の発信

番号	施策名	推進主体
①	観光用ホームページでの情報発信	市・観光協会

(9) 基本目標を支えるための電子市役所* の実現

1) ICT* を活用した住民サービスの向上

番号	施策名	推進主体
①	電子申請、施設予約システムの拡充	県・市・企業団体
②	住民基本台帳カードの多目的利用の研究	市・企業団体
③	証明書自動交付機* の設置	市・企業団体
④	ワンストップサービス* の研究	市
⑤	歳入手続きの電子化の推進	市

2) 行政の簡素化・効率化

番号	施策名	推進主体
①	情報システムの最適化	市・企業団体
②	地理情報システムの拡充	市
③	電子調達（入札）システムの構築	市・企業団体
④	行政評価システムの構築	市

3) 情報セキュリティ対策の強化

番号	施策名	推進主体
①	情報セキュリティ対策の推進	市
②	個人情報保護の徹底	市

第3章

計画の推進に向けて

1 推進体制

情報化を推進していくには、坂井市が推進主体となる施策においても、国・県や近隣自治体との連携を視野において進めることが重要となってきています。また、各種団体や企業などが推進主体となる分野においても、積極的な支援と連携を図り住民サービスの向上に努める必要があります。

このため、庁内における推進体制の強化のみならず、地域における情報化に関する問題やその解決策について、市や研究機関、住民団体や企業などと協議・検討・調整を図ることにより、地域とともに情報化計画の着実かつ効果的な展開を進めていきます。

(1) 庁内推進体制の整備

ICT^{*}の積極的な活用により簡素で効率的な行政運営を確立しながら、情報セキュリティ水準の向上を目指すとともに、全庁的な連携を図りながら住民サービスの向上を図るために、副市長を最高情報統括責任者として、以下のような全庁的な推進体制を整備しています。

1) 坂井市情報化推進委員会

(平成18年6月設置 委員長：総務部長、委員：課長7名)

- ① 情報化計画に関する総合的な調整および立案に関する事項
- ② 住民サービスおよび行政事務の高度情報化の推進に関する事項
- ③ 情報化施策の総合的評価に関する事項
- ④ 情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑤ 情報セキュリティ委員会に関する事項
- ⑥ ワーキングチームの設置（委員長が指名する職員）

委員会が調査審議する事項のうち、専門的事項について調査研究し、結果を委員会へ報告を行います。

2) 情報セキュリティ担当者

- ① 情報セキュリティ対策の実務に関すること
- ② 情報化に関する知識の普及に関すること
- ③ 情報機器などの障害時の連絡対応に関すること
- ④ 坂井市が推進する情報化関連施策への協力および支援に関すること

(2) 住民・NPO^{*} 法人・企業などとの連携

情報化の推進においては、住民と行政が共に推進役として協働していくことを基本としますが、情報化の進展には、民間事業者や各種の民間団体の果たす役割が重要であることから、適正な役割分担のもとに連携を図りながら進めていく必要があります。

特に、近年は新たな社会サービスの提供主体としてNPO^{*} 法人の果たす役割が増大していることから、地域社会における情報化の推進についてもNPO^{*} 法人などと協働して取り組む必要があります。

(3) 広域での連携事業の推進

住民生活や企業活動の広域化が進んでいることから、坂井市だけの情報化施策として取り組むのではなく、国や県の進める施策を基盤に、近隣自治体との広域的な連携をより強化し、住民サービスの向上へとつなげるための施策展開を進めていきます。

2 留意事項

本来ICT^{*} は暮らしや仕事を便利にするための道具(手段)です。この新しい道具(手段)を活用して、時間的、地理的な制約を受けない生活機会が提供されてきています。

一方、インターネットを利用しなければ得られない情報やサービスも提供されてきていることから、一段とデジタルディバイド^{*} の拡大していく傾向が見られることや、インターネット・携帯電話などの顔の見えないコミュニケーションツールがもたらすマイナス面の影響が心配されています。さらに、不正アクセスなどのセキュリティに関する大きな問題も顕在化しています。

これら情報化の光と影の両面の影響を十分見極め、影の部分の影響を最小限に抑えるような施策展開が重要となっています。

(1) 情報化によるコミュニケーション活動の注意点

従来の人と人との付き合い方は、対面を基本としてのコミュニケーション活動を行ってきており、こういった中で家庭や地域におけるコミュニティを築いてきました。

情報化が進み多様なコミュニケーションツールが登場し、情報化の負の側面として、コミュニティの崩壊や人とのつながりを希薄にするといった指摘がなされてきております。これまで培ってきたコミュニティや人のつながりを維持・発展させていくためには、デジタルによる情報交流だけでなく、地域活性化につながっていくフェイス・トゥ・フェイスのコミュニティ活動を併せ持った仕組みをつくる必要があります。

（２）個人情報保護とセキュリティ対策の推進

情報化の推進において、情報ネットワークに対する不正アクセスやデータの改ざん・消去、災害や人為的ミスによるシステム障害などが発生すると、業務に支障をきたすだけでなく、住民生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。市が保有する情報は個人のプライバシーに関するものが多いため、電子化された個人情報を正しく取り扱う知識を職員へ周知させていく必要があります。また、情報ネットワークやシステムなどの構築において、セキュリティ対策の強化と共に、運用面での個人情報などの保護を最優先課題として取り組んでいく必要があります。

（３）デジタルディバイド*（情報格差）の解消

情報化の進展により、いつでもどこでも必要な情報を取得できるなど、さまざまなメリットを享受できるようになってきた一方で、新たなデジタルディバイド*の発生とその拡大が問題となっています。デジタルディバイド*の解消については、年齢、性別、障がいの有無や、時間的・地理的な状況などを考慮した取り組みを進め、誰もが情報化による利便性を受けられるような環境整備を進めるとともに、提供する情報サービスの内容などを十分に検討することによって、情報格差を生まない環境づくりに取り組んでいく必要があります。

（４）効率的で効果的な情報化投資の推進

情報システムの構築においては、単なる業務の電子化だけでなく、業務全体をとらえた業務フローならびに組織体系の見直しを図り、国や県の情報化推進施策との連携を図りながら効果的な情報化投資を進めます。また、システム構築時の費用だけでなく、システムの保守管理やデータ更新などの運用に必要な費用にも特に留意しながら、より費用対効果が図られるような検討作業を進めていく必要があります。

用語解説

用語解説

総務省ホームページ、総務省情報通信白書平成19年度版、IT用語辞典E-WORD、YAHOO!辞書、goo辞書より引用し、用語集にまとめました。

索引	用語	用語解説
A	ASP	Application Service Providerの略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者を指す。また、当該事業者がビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供するサービスを「ASPサービス」という。
C	CATV網	光ファイバーにより構成されるネットワーク。
	CMS	デジタルコンテンツを扱う際の運用を支援するソフトウェアをいう。CMSを導入すると、ユーザ側から公開するコンテンツを直接管理できるようになるため、管理者の負荷を軽減しコンテンツの迅速な公開が可能となる。また、Webサイトの運営における一番のメリットとしては、ページのデザインや表記の統一が簡易に実現できる点が挙げられる。
E	eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。
F	FAQ	よくある問合せに関する質問や回答などをまとめたQ&A集をいう。
I	ICカード	キャッシュカード大のプラスチック製カードに極めて薄い半導体集積回路(ICチップ)を埋め込み、情報を記録できるようにしたカードをいう。電子マネーやテレホンカードなどに応用されている。磁気カードに比べて100倍近いデータを記録でき、データの暗号化も可能なため偽造にも強い。データを読み書きする方式の違いによって「接触式」と「非接触式」に分けられる。

I	ICT	<p>情報通信技術。</p> <p>日本ではIT（Information Technology）が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着している。</p> <p>ITにC（Communication）が加えられることによって、知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）という、ICT（IT）が本来持つ役割が強調された表現となる。</p>
	IT	<p>直訳は情報技術のこと。</p> <p>情報を提供／共有／検索／加工／分析など、情報を取り扱うための情報分野もしくは情報通信分野の基礎から応用までの技術をいう。</p>
	ITガバナンス	<p>企業や組織が、ICTを利活用するにあたり、目的や戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするICT利活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立することをいう。</p>
N	NPO	<p>民間非営利組織。行政機関や営利企業とは独立した組織で、主に保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの分野で活動を行っている。1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、法人格が取得できるようになった。</p>
O	OA化	<p>会社の事務部門における能率向上のために行われる自動化をいう。特に、パソコン・ファクシミリ・ワードプロセッサなどの導入により、書類の作成・保存・検索・送付などの事務を合理化することを意味する。</p>
P	PDCAマネジメントサイクル	<p>PDCAサイクルとは、計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスをいう。</p>

U	u-Japan政策	「e-Japan戦略」に基づき、2010年までにユビキタスネット社会を実現するために、総務省が平成16年12月に策定したのが「u-Japan政策」である。この「u-Japan政策」においては、「2010年には世界最先端のICT国家として世界を先導する」ことを目標として①ユビキタスネットワークの整備、②ICT利活用の高度化、③ICT利用環境の整備の三つを基本軸として政策を展開することにより「価値創発」型の社会の実現を目指している。
W	WEB系	WWW（World Wide Web）が正式名称。インターネットやイントラネットで標準的に用いられるドキュメントシステムをいう。HTMLという言葉で文書の論理構造や見栄えを記述し、文書の中に画像や音声など文字以外のデータや、他の文書の位置（ハイパーリンク）を埋め込むことができる。

ア	安心安全情報ネットワークシステム	防犯や災害などに関する緊急情報（安全安心情報）を、携帯電話やパソコンに電子メールでいち早く登録者に提供するシステムをいう。
ウ	ウェブアクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。
エ	エコポイント	ごみ減量、省エネ、省資源などに配慮した地域の環境保全に貢献する行為を行った人に対してポイントを与え、金券として使えたり、一定の点数で品物と交換できたりする。
	エコマネー	ボランティア活動などお金では表わしにくい価値を住民同士で交換する時に使う地域通貨の一種のことで、一般的にある特定の地域でのみ流通するなどの特徴を持っています。住民同士の交流を深め、地域コミュニティを活性化させる試みとして、近年、日本でも、急速な広がりを見せている。

オ	オープン系システム	様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムをいう。
ク	空間データ	座標や地名・住所など空間的な位置（場所）と直接的または間接的に関連づけられるデータをいう。「地理情報」ともいう。地図以外にも台帳類、統計資料類、航空写真、音声データなど場所に関わる情報を含んでいれば空間情報となる。
	グループウェアシステム	庁内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアをいう。主な機能としては、掲示板、会議室予約、備品予約、スケジュール管理などがある。
ケ	健康まちづくりガイドブック	坂井市ホームページ上で歩数計による健康づくりに参加することで、歩数計の記録、生活・食事についての問診履歴を確認できるシステム。
コ	コミュニティビジネス	地域課題をビジネスの手法で解決する活動など共益を目指し、地域の中で行政、企業、金融機関、大学、NPO、住民など様々なセクターと協力して地域と共に発展、成長していくことをいう。
	コンテンツ	内容、中身という意味の英単語。メディアが記録・伝送し、人間が観賞するひとまとまりの情報で、映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせを意味することが多い。
	コンビニ収納	地方自治体が、地方税や国民健康保険料などの公金収納を、従来の金融機関や自治体の窓口などに限られた収納窓口を拡大し、コンビニエンスストアで行うことを可能にすることにより、納付者の支払い可能な場所や時間が広がり、利便性を高めることができる。

	コールセンター	企業の中で、顧客への電話対応を専門に行う部署のこと。特に消費財メーカーや通信販売事業者などが設けている、一般消費者からの問い合わせ受付窓口となる大規模な電話対応センターをいう。最近では、電話だけに限らず、メールやFAXなど複数のメディアにも対応した自治体コンタクトセンターの設立が相次いでいる。
シ	証明書自動交付機	銀行などのATM（現金自動預払機）と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書を簡単に受け取ることが出来る機械をいう。利用するには住民カード、もしくは住基カードを取得し、自動交付機用の暗証番号を登録する必要がある。
	情報セキュリティポリシー	組織内のセキュリティに関する基本的な方針や行動指針をいう。
	情報リテラシー	インターネットやパソコンなどを利用して、情報やデータを活用するための能力・知識をいう。
チ	地域SNS	Social Networking Service の略。 登録した会員相互のつながりをサポートする機能が特徴の、コミュニティ型のWebサイトのこと。 地域SNSとは、パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスで、地域に住む・働く・関心のある人々のためのコミュニケーションや情報共有を行うための便利な機能を持っている。
テ	デジタルアーカイブ	有形・無形の文化資産をデジタル画像に保存することにより、文化財の貴重な情報を劣化させることなく保管し、後世に正確に伝えるとともに、いつでも再生・復元ができるようにすることをいう。
	デジタルディバイド	パソコンやインターネットなどに関する情報技術の習得度の違いから、入手できる情報に差異が生じる、あるいは生活水準や収入に格差が生じることをいう。

	デジタルミュージアム	近年、進展が著しいデジタル技術やネットワーク技術を活用することで、失われつつある地域文化を保存・継承し、地域の博物館などの文化施設を地域文化の情報蓄積・発信拠点と位置付けることをいう。
テ	電子決裁	従来紙文書に押印を行っていた決裁や承認行為を電子化することをいう。代理・代決・後閲・差戻し・引戻し・取消し・決裁ルートの変更など、様々な行政の決裁業務に対応できる。
	電子政府 電子市役所	コンピュータやネットワークなどのITを行政のあらゆる分野に活用することにより、住民、企業の事務などに係る負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素・効率化を図り、効果的な政府・自治体を実現しようとすることをいう。
ト	統合型GIS	デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成される。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。
ハ	ハザードマップ	大雨によって河川などが増水し、水があふれた場合の浸水予測結果に基づいて、区域内で予想される浸水範囲とその程度や各地域の避難所などを示した地図をいう。
	パブリックコメント	市の基本的な政策案の策定に当たり、事前に内容を公表して住民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

フ	プライバシーポリシー	個人情報の取り扱いに関して企業や団体などが定める方針のこと。情報収集を行う者が利用者に対し、個人情報をどのように取得し、どのような目的・用途に利用するのか、またその管理方法や、管轄部門の問い合わせ先を明文化してまとめたもの。
	文書管理システム	庁内の情報共有を促進するために紙文書及び電子文書を一元管理し、収受、起案、供覧、施行、保存、廃棄などといった文書のライフサイクルに沿った処理を行うシステムをいう。
ホ	ホストコンピュータ	ホストコンピュータはネットワークの中心となる大型のコンピュータで、その高い処理能力で各種サービスに必要な処理のほとんどを行う。単にホストと略して呼ばれることが多く、むしろそのほうが一般的である。
	ポータルサイト	インターネットの入り口となるウェブサイトのこと。検索エンジンやリンク集を核として、多種多様な情報の提供、ブラウザから利用できるメールサービス、電子掲示板など、利用者がインターネットで必要とする機能を有するサイトをいう。
マ	マルチペイメントネットワーク	マルチペイメントネットワークとは多くの金融機関と収納機関を結び、24時間いつでもどこでも公共料金などの各種料金をパソコン、携帯電話、ATMなどで支払えるようにするために作られたネットワークをいう。
ユ	ユビキタスネット社会	ユビキタスの語源はラテン語で、いたるところに存在する（遍在）という意味。インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境を指し、ユビキタスが普及すると、場所にとらわれない働き方や娯楽が実現出来るようになる。
ワ	ワンストップサービス	複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能をいう。これにより住民が申請届出などの手続きで複数の窓口に出向く手間や労力を軽減する効果がある。

資料編

資料1 審議会

坂井市情報化計画策定審議会名簿

氏名	プロフィール	備考
桜井 哲真	福井大学工学研究科 情報・メディア工学専攻教授	会長
田崎 健治	さかいケーブルテレビ株式会社代表取締役社長	副会長
堀田 雅一	NTT西日本 福井支店 ソリューション営業部長	
尼形 敏紀	福井県情報政策課	
小南 正一	坂井市PTA連合会 副会長	
道見 英夫	NPOいきいきITクラブ 理事長	
水上 聡子	まちづくりプランナー	
藤井 洋子	市民委員	
西野 里佳	市民委員	
豊岡 茂美	市民委員	

審議会の経過

日時	事項	備考
平成19年 6月28日	第1回 坂井市情報化計画策定審議会	諮問 計画概要説明 第1章の審議
7月20日	第2回 坂井市情報化計画策定審議会	大垣市視察
9月7日	第3回 坂井市情報化計画策定審議会	第1章 第2章の審議
10月19日	第4回 坂井市情報化計画策定審議会	第2章 第3章の審議
11月30日	第5回 坂井市情報化計画策定審議会	全体のまとめ
平成20年 2月8日	第6回 坂井市情報化計画策定審議会	パブリックコメントの審議
2月22日	答申	

資料2 答申書

平成20年2月22日

坂井市長 坂本 憲男 様

坂井市情報化計画策定審議会

会長

梶井 哲真 

「第1次坂井市情報化計画」について（答申）

平成19年6月28日付け坂情第202号で諮問のありました件について、次の意見を付して別添のとおり答申します。

記

1. 安心して豊かに暮らせる地域づくりは、住民の共通する願いであり、地域課題（コミュニティ再生、安心・安全な地域づくり、地域経済の活性化等）に関する情報を、全ての住民に公平、迅速、正確に提供する環境整備、ユニバーサルデザインに配慮したICT環境を実現すること。
2. 電子自治体の構築を進めることにより、地域に提供できる行政情報の即時性や信頼性を確保するとともに、積極的に情報を公開することにより住民の行政参画を促し、公平性や透明性を確保した情報共有を図る仕組みを作り、地域住民の満足度の向上と活力ある地域づくりに努めること。

資料3 国における情報化の取り組み

(1) 国家的な情報化戦略について

政府は、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」に基づく「e-Japan戦略」を策定し、「5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とし、情報インフラの整備を中心とした各種の具体的な取り組み（計画やアクションプラン）を進めてきました。

平成15年7月に決定された「e-Japan戦略Ⅱ」では、ITの基盤整備から利活用への進化を目指し、先導的な7分野（医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス）でのITの推進を行いました。

e-Japan戦略およびe-Japan戦略Ⅱが一定の成果を挙げたのを受け、平成18年1月には、ITを利用者の視点に立って有効に活用し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、「IT新改革戦略」を決定しました。

表 国家的な情報化戦略の経緯

年 月	取 り 組 み
平成12年11月	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が成立
平成13年 1月	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を内閣に設置
平成13年 1月	e-Japan戦略を決定
平成13年 3月	e-Japan重点計画を決定
平成13年 6月	e-Japan2002プログラムを決定
平成14年 6月	e-Japan重点計画-2002を決定
平成15年 7月	e-Japan戦略Ⅱを決定
平成15年 8月	e-Japan重点計画-2003を決定
平成16年 2月	e-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージを決定
平成16年 6月	e-Japan重点計画-2004を決定
平成16年12月	u-Japan政策を決定
平成17年 2月	IT政策パッケージ-2005を決定
平成18年 1月	IT新改革戦略を決定
平成18年 7月	重点計画-2006を決定
平成19年 4月	IT新改革戦略 政策パッケージを決定
平成19年 7月	重点計画-2007を決定

(2) 電子自治体実現に向けた取り組み

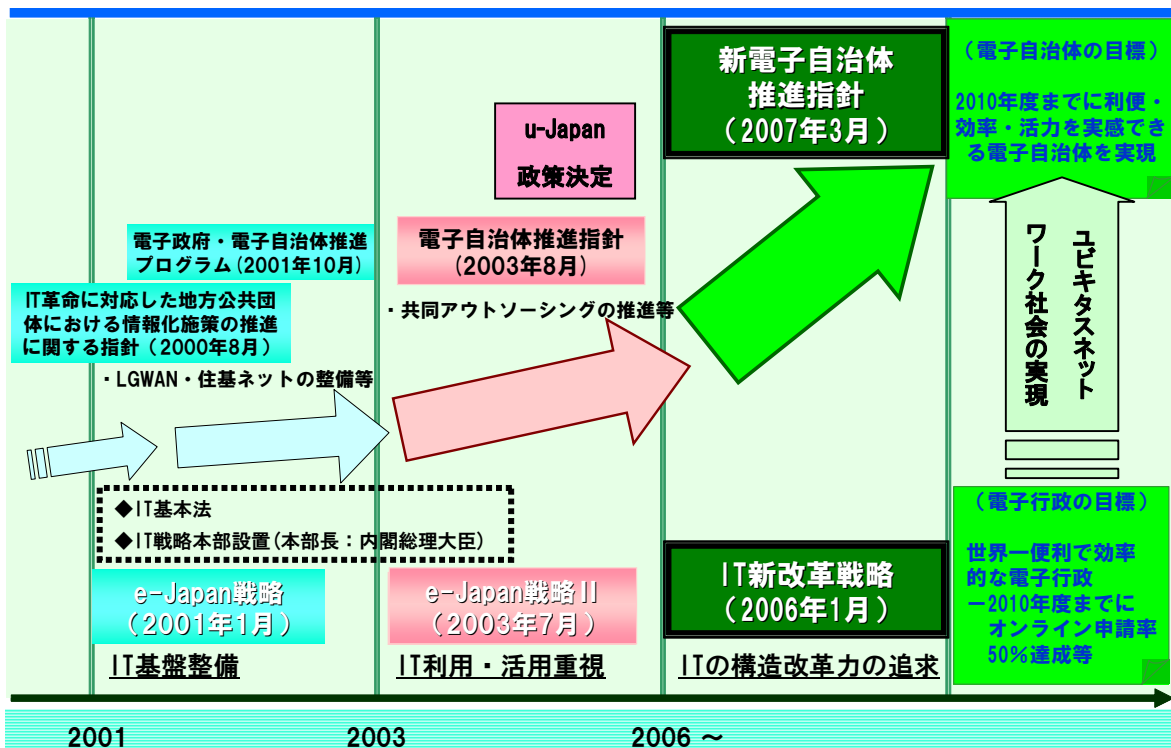
国の情報化戦略を受けて、総務省を中心として各種の電子自治体実現に向けた取り組みを行っています。

総務省は、平成15年8月に、「電子自治体推進指針」を策定し(平成18年7月一部改定)、同指針を踏まえ、主に電子自治体の基盤整備と行政手続等のオンライン化等を推進してきました。

また、平成19年3月には、「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」することを目指し、「新電子自治体推進指針」を策定しました。

新電子自治体推進指針のポイントは、以下のとおりです。

- 2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、住民視点と費用対効果の視点に立って取り組む。
- 今後の重点的取組事項として、3分野10項目を選定（行政手続等の完全オンライン化の実現、官民連携ワンストップサービスの実現 等）
- 共通的な推進事項として、4分野6項目を選定（電子自治体のITガバナンスの強化 等）
- 各項目に目標とベンチマークの指標を設定。総務省では毎年度実施状況をフォローアップし、今後の施策にフィードバックしていく。



図表 我が国のIT戦略と電子自治体の展開

(「新電子自治体推進指針 (総務省：平成19年3月20日)」より)

資料4 福井県における情報化の取り組み

(1) 福井県における情報化戦略について

福井県は、地域情報化について、平成8年9月に「福井県地域情報化推進ビジョン」を策定し、2010（平成22）年を目標年次とした長期構想を示しました。また行政情報化について、平成10年3月に「福井県行政情報化推進計画」を策定し、庁内の情報化を推進してきました。

平成13年2月には、福井県地域情報化推進ビジョンの第2次推進計画として、行政情報化の要素も取り込み、平成13～17年度を計画年度とする「福井県IT推進アクションプラン」を策定しました。

また、平成18年3月には、福井県地域情報化推進ビジョンの目標年次である平成22年までを計画期間とした、福井県第3次情報化推進指針「u-ふくい推進指針」が策定されました。

u-ふくい推進指針では、目指すべき社会像を「情報通信技術（ICT）が生活に溶け込み、豊かな県民生活を支える社会」とし、ICT施策の方向性について、以下の4つに集約しています。

- 情報格差（ディバイド）の解消
- 安全・安心の確保と信頼の強化
- 産業の飛躍
- 生活利便性向上のための行政サービスの高度化

これらの施策を推進するにあたり「民・産・学との共同（パートナーシップ）の推進」について特に配慮することとしています。

また、平成18年12月には、「福井県情報システム最適化計画書」を作成しました。ここでは、平成24年度までに、システム運用経費を平成17年度の10%以上削減すること、また、長期的な取り組みとして、県および市町が共同利用できる共通基盤システムの構築を目標と定めています。

(2) 福井県における情報化の現状

福井県 IT 推進アクションプランの主要プロジェクトの1つとして、「福井情報スーパーハイウェイ」の整備が進められ、平成 15 年 4 月より運用されています。

福井情報スーパーハイウェイは、高速大容量 2.4Gbps の光ファイバ網で構成されており、総合行政ネットワーク (LGWAN) のほか、行政システム、医療分野、教育分野、放送・通信分野、インターネットプロバイダバックボーンなど、さまざまな分野で利用されています。

こうした情報基盤整備や、先に述べた各種情報化事業の成果として、福井県では、ブロードバンド世帯普及率やケーブルテレビ契約数世帯比、パソコン世帯普及率が全国の上位となっています。

図表 主要指標による福井県の情報化の現状（「u-ふくい推進指針」を時点修正）

項目	本件の状況 (全国順位)	全国平均	調査時点	出典
ブロードバンド 世帯普及率	56.7% (11位)	54.8%	H19.6	総務省公表資料
ケーブルテレビ 契約数世帯比	62.2%	40.3%	H19.3	同上
パソコン世帯普及率 (2人以上の世帯)	76.0% (3位)	69.3%	H16.10	総務省平成16年 全国消費実態調査
携帯電話世帯普及率 (2人以上の世帯)	86.9% (10位)	84.7%	H16.10	同上
ブロードバンド 利用可能世帯率	90.8%	95.6%	H19.6	総務省公表資料
地域公共ネット ワーク整備率	94.4% (14位)	69.3%	H18.7	同上
学校の高速インター ネット接続率	76.6% (44位)	89.1%	H18.3	文部科学省 調査結果
学校の普通教室の LAN 整備率	53.2% (29位)	50.6%	H18.3	同上
ソフト系 IT 産業 開業率	8.7% (45位)	19.7%	H17.9	国土交通省ソフト系 IT 産業の実態調査
ソフト系 IT 産業 事業所数	227社 (36位)	773社	H18.3	同上
情報サービス業 事業所当り売上高	652百万円 (23位)	2,116百万円	H17.11	経済産業省特定サー ビス産業実態調査
情報サービス業 就業者当り売上高	15.9百万円 (21位)	25.4百万円	H17.11	同上

資料5 パブリックコメントの結果

パブリックコメントの概要

案件名	第1次坂井市情報化計画について
意見等募集期間	平成19年12月10日 から 平成20年1月11日
公表場所	市ホームページ、情報政策課、三国・丸岡・春江総合支所地域課
実施結果	応募者数2名 意見数2件
施策案に反映させた意見数	2件

施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方

意見等の概要	意見等に対する市の考え方
<p>ホームページの機能拡充について</p> <p>市ホームページについては、システムの機能面だけでなく、デザイン、見栄えなどの視覚効果、使い勝手などに十分配慮し取り組んでほしい。また、新たな機能などの追加だけでなく情報量を充実させてほしい。</p>	<p>市ホームページに、より多くアクセスしていただくために、質・量ともに一層の内容の充実を図ってまいります。デザイン面についても、利用しやすく、印象に残るトップページを目指し、対応していきたいと考えています。また、アクセス数を増やすための要因として、情報量の充実と定期的な更新、アクセスする方が欲しい情報に戸惑うことなくアクセスできることが重要と考えておりますので、情報化計画の重点施策として取り組んでまいります。</p>
<p>「日経パソコン」のe都市ランキング2007で坂井市は調査に回答した全国1、606団体中の212位、福井県内では5位となっている。項目別に見ると、特にWebアクセシビリティについての評価が低くなっており、これらについての対応を伺いたい。</p> <p>注：Webアクセシビリティ 情報処理機器を障がい者・高齢者も含めて誰もが容易に利用できるようにすること。</p>	<p>e都市ランキングは、次の指標で評価されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報サービス（インターネットでの情報サービスの提供） 2. アクセシビリティ（Webページのアクセシビリティの確保） 3. 庁内情報化（庁内情報インフラの整備、業務の情報化） 4. 情報化政策（情報化に関する政策の実施） 5. セキュリティ（セキュリティ対策の実行） <p>現在は、アクセシビリティ等対応できていない部分はありますが、セキュリティ対策については、県内トップの評価を得ています。今後、情報化計画の策定による事業実施により、評価は向上するものと考えます。なお、Webアクセシビリティの向上は、情報化計画の重点施策として取り組んでまいります。</p>